

女性活躍推進法に基づく「えるぼし」企業を認定！ 島根県内の食料品製造業初！！



★ えるぼし認定制度とは

厚生労働省では、女性活躍推進法の行動計画策定・届出を行った事業主のうち、女性の活躍推進の取組が優良である等の一定の要件を満たした事業主を「えるぼし」企業として認定しています。

「えるぼし」の認定は、5項目の基準のうち達成した項目に応じて星の数が増え、1つ星から3つ星まで3段階あります。えるぼし認定の3段階目は、「女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準」5つの項目(※)全てを満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること等が認定要件となります。

※5つの項目とは ①採用 ②継続就業 ③労働時間等の働き方 ④女性の管理職比率 ⑤多様なキャリアコース

★ えるぼし認定企業

島根労働局では、若女食品株式会社(江津市)を島根県内の食料品製造業初の「えるぼし」認定企業3つ星(3段階目)として認定し、令和6年8月28日に島根労働局において認定通知書交付式を実施しました。島根県内では、えるぼし認定を受けた企業9社のうち3つ星認定は5社目となります。

認定企業名	若女食品株式会社
所在地	江津市渡津町961番地4
代表者	代表取締役社長 住田真一
業種	食料品製造業
労働者数	95人

《認定評価項目の達成状況》

【評価項目1：採用】

正社員に占める女性労働者の割合が産業平均値以上
43.7% ≥ 産業平均値 22.4%

【評価項目2：継続就業】

正社員の女性労働者の平均継続勤務年数が産業平均値以上
15.4年 ≥ 産業平均値 10.5年

【評価項目3：労働時間等の働き方】

労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が**全ての月において45時間未満**

【評価項目4：管理職比率】

管理職に占める女性労働者の割合が産業平均値以上
9.1% ≥ 産業平均値 7.4%

【評価項目5：多様なキャリアコース】

おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用：**3人**



★ えるぼし認定のメリット

- ・自社の商品、広告、求人票、名刺などに認定マークを使用し、PRに活用できます
- ・公共調達で加算評価が得られます(詳細は各府省等で定められています。各調達の問い合わせ先にお尋ねください。)
- ・日本政策金融公庫から低利融資が受けられます
- ・賃上げ促進税制では、くるみん認定もしくはえるぼし認定(2段階目以上)を受けた事業年度に税額控除率に5%加算される場合があります

★ えるぼし認定についてはこちらから

厚生労働省ホームページ(女性活躍推進法特集ページ)をご覧ください。
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>



申請して
みませんか!!



《お問い合わせ・相談先》

島根労働局雇用環境・均等室 TEL 0852-31-1161

